

大阪・光の饗宴 2020 開宴式の開催に係る
企画調整、警備及び運営等業務企画提案募集要項

1 業務の趣旨

大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体＝大阪府、大阪市、公益財団法人 大阪観光局、経済界。以下「実行委員会」という。）では、「大阪・光の饗宴 2020」の開催初日の令和2年11月3日（火・祝日）に、御堂筋を会場とした開宴式を実施します。

本業務は、この開宴式の開催に係る、企画調整、警備及び運営等を行うものです。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

大阪・光の饗宴 2020 開宴式の開催に係る企画調整、警備及び運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

(2) 業務内容

詳細は、別添「大阪・光の饗宴 2020 開宴式の開催に係る企画調整、警備及び運営等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務

（総合企画、広報、事業内容に係る調整、運営管理等）

イ 自主警備、交通規制に係る業務（会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等）

ウ 会場設営及び搬入出に係る業務（資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等）

エ その他付帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成等）

(3) 業務全体概要

ア 開催日時

令和2年11月3日（火・祝日）16時30分～19時（予定）

交通規制開始・解除時刻：別途協議の上決定する

イ 開催エリア

久太郎町3交差点～新橋交差点（約0.9km）（予定）

ウ 内容

・御堂筋開放（16時30分～19時）（予定）

久太郎町3交差点から新橋交差点まで歩行者空間として開放し、来場者が楽しめるような企画・コンテンツを実施（予定）

・オープニングイベント（16時30分～17時30分）（予定）

〈タイムスケジュール〉

16時30分～17時15分（30分～45分程度）：パフォーマンス

17時15分～17時30分：主催者挨拶、点灯式等のセレモニー

※なお、開催日時、開催エリア、内容等については、警察等関係者と協議し、変更する場合があります。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止について

本件委託業務実施にあたっては、国・大阪府が示す新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する指針や、「府主催（共催）イベントの開催、府有施設の閉館に関する考え方」

(※) http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/18kaigi.html

を踏まえ、来場者への適切な感染防止策を講じるとともに、本件委託業務の実施・運営に当たるスタッフ・関係者への感染拡大防止のため、各業界団体が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。

また、今後、新たな指針やガイドラインが示された場合や変更があった場合にも適切に対応すること。

企画提案にあたっては飲食を伴うものは原則禁止とし、感染者発生に備え「大阪府コロナ追跡システム（※詳細は下記 URL 参照）」を導入すること。

(※) http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html

なお、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢等を踏まえ、本件委託業務の内容に変更が生じる場合、別途、協議します。

(5) 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

(6) 契約上限金額

39,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(7) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、有識者の審査委員による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「契約候補者」という。）と契約条件を協議のうえ契約を締結します。

3 企画提案概要

企画提案の際は、本書面のほか「仕様書」、「大阪・光の饗宴2020開宴式提案書作成要領」及び「大阪・光の饗宴2020開宴式の開催に係る企画調整、警備及び運営等業務応募提案・見積り心得」の内容についても十分理解のうえ参加すること。

(1) 御堂筋開放について

■提案事項

○久太郎町3交差点から新橋交差点までを歩行者空間として開放し、来場者の満足度を向上させるような企画を提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- 本件委託業務の実施に必要な事項がすべて網羅された事業計画となっていること。また、計画性・実現性が高い内容となっていること。
- 公道を使用することに係る特性や規制等を踏まえた提案であること。
- イベント参加者以外にも広く周知効果を発揮するため、メディアの積極的活用方策について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。
- 久太郎町3交差点から新橋交差点までを 16 時 30 分～19 時の間、歩行者空間として開放すること。
- 開催エリアにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人が滞留することがないよう路上アナウンス等の措置を講ずること。

(2) オープニングイベントについて

■提案事項

○開催初日の開宴式として、カウントダウン点灯を行うとともに、大阪から世界に向けて希望の光を発信し、大阪はもとより全国が明るく元気になるようなコンテンツを提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- 本件委託業務の実施に際しては、大阪はもとより全国が明るく元気になるようなインパクトのあるコンテンツを提案すること。
- コンテンツの実施においては、来場者及び関係者が密集しないよう、十分な対策を行うこと。また来場者が一か所に留まらないようなコンテンツを提案すること。
- カウントダウン点灯を行うにあたっては、御堂筋イルミネーションの施工事業者と連携すること。

(3) 実施体制について

■提案事項

○イベントの実施にあたって、自主警備及び交通規制計画、会場設営及び搬入出計画等について、具体的に提案すること。

【提案にあたっての留意事項】

- 警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等と十分な協議・調整を行うこと。
- 本件委託業務に際しては、警備業等、各業種における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに則り、「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むこと。

4 日程

公募開始	7月10日（金）
説明会参加申込書提出期限	7月16日（木）正午まで《必着》
説明会	7月17日（金）10時30分から
質問事項の提出締切	7月22日（水）17時まで《必着》
質問事項に対する回答	質問書受付後随時
提案書等の提出期限	7月31日（金）17時まで《必着》
1次審査	8月上旬頃
1次審査結果通知等	8月上旬頃
2次審査	8月中旬頃

5 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、かつ、構成員全てが次の(1)から(7)に定める内容を全て満たし、かつ、代表構成員は、(1)から(9)に定める内容全てを満たしていることとします。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者

ク 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者（次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するために行う監督又は検査の実施に当たり実行委員会職員の職務の執行を妨げた者
 - (エ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
 - (オ) 前記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にとっては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にとっては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公示の日から契約締結日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 - エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要

網別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者

- (8) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けていること（府の区域外に主たる営業所を有する者にとっては、同法第 9 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）
- (9) 過去に、同種事業の実施実績を有すること。なお、同種事業とは次に示す(ア)を満たすものであること。
 - ア 幹線道路に交通規制を実施し当該幹線道路を会場として開催した事業であること。
 - イ 雑踏整理及び交通誘導に 300 名以上の警備員を運用した事業であること。

6 失格事項

応募提案者が次のいずれか 1 つに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれか 1 つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2 つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 契約上限金額を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の 2 次審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 「大阪・光の饗宴 2020 開宴式の開催に係る企画調整、警備及び運営等業務 応募提案・見積り心得」に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

7 説明会の実施について

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している者はできる限り出席してください。

- (1) 説明会の開催日時について
 - ア 日時

7月17日（金）午前10時30分（受付開始 午前10時）

イ 場所

〒542-0081

大阪市中央区南船場4丁目4番21号 TODA BUILDING 心斎橋5階

公益財団法人 大阪観光局内会議室

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について

- 受付の際、氏名と連絡先をお伺いします。
- マスクの着用及び手指の消毒等、感染予防対策にご協力をお願いします。
- 発熱等の症状のある方は、出席を自粛いただきますようお願いいたします。

(2) 説明会参加申込書について

ア 提出方法

- 別紙様式1「大阪・光の饗宴2020開宴式の開催に係る企画調整、警備及び運営等業務説明会参加申込書」を持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。
- ファクシミリ又は電子メールにより提出した場合は、必ず、下記事務局に電話し着信の確認を行ってください。

イ 受付期間

7月10日（金）～7月16日（木）正午まで《必着》

ウ 申込書提出先

- 持参の場合：大阪・光の饗宴実行委員会事務局
大阪市住之江区南港北1-14-16 咲州庁舎 37階
(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課)
受付時間：平日 9:00～17:30（但し、7月16日（木）は正午まで）
電話番号：06-6210-9304

- ファクシミリの場合：06-6210-9316

- 電子メールの場合：toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

※電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【説明会参加申込：大阪・光の饗宴2020開宴式プロポーザルについて】」と記載して送付してください。

※説明会において、障がい等により配慮を希望される場合は、事務局にご連絡ください。

8 質問の取り扱いについて

(1) 受付方法

- ア 質問は、別紙様式2-1「大阪・光の饗宴2020開宴式質問票」により受け付けます。

イ 質問は、別紙様式2-1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

ウ また、複数の法人等による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて電子メールを送信してください。

エ 電子メールの「件名」に「【質問：大阪・光の饗宴 2020 開宴式プロポーザルについて】」と記載して送付してください。

オ 補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビ PDF 形式にしてください。なお、電子メールのサイズは1MBを限度とします。

カ 質問の送信後は、必ず、事務局に電話し着信の確認を行ってください。

大阪・光の饗宴実行委員会事務局 電話番号：06-6210-9304

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課)

(2) 質問提出先

大阪・光の饗宴実行委員会事務局

電子メール：toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課)

(3) 質問受付期間

7月17日(金)～7月22日(水) 17時まで《必着》

受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式2-2「大阪・光の饗宴2020開宴式質問と回答」にとりまとめたうえで、随時、大阪府ホームページに掲載します。

(大阪府ホームページアドレス)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumini/index.html>

(注) 質問の個別対応は行いません。

9 提案に係る提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案応募申請書(別紙様式3)：1部

イ 提案書(別紙様式4)：1部、(別紙様式5)：8部、

ウ 応募金額提案書(別紙様式6)：1部 ※内訳のみ写し各8部

エ 業務担当予定者の経歴(別紙様式7)：1部

オ 業務実績申告書(別紙様式8)：1部

共同企業体での応募の場合は、上記ア～オに加え、次の書類も併せて提出：各1部

(ア) 共同企業体届出書(別紙様式9)

- (イ)共同企業体協定書（別紙様式 10）
- (ウ)委任状（別紙様式 11）※構成員が支店等の場合のみ
- (エ)使用印鑑届（別紙様式 12-1）※代表構成員が代表取締役の場合
- (オ)使用印鑑届（別紙様式 12-2）※代表構成員が受任者の場合

カ 添付書類：各 1 部

- (ア) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明）【※個人の場合のみ】
- (イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明）【※個人の場合のみ】
- (ウ) 登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】
- (エ) 府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- (オ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (カ) 大阪市域内に事業所がある場合、3月末時点において納期が到来している、大阪府市税に係る徴収金を完納していることがわかる領収書
- (キ) 警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し）
- (ク) 事業実績に関する説明資料(実施報告書等)
 - (注1)上記(ア)から(オ)については、発行日から3ヶ月以内のものとしします。
 - (注2)共同企業体での応募の場合、上記(ア)から(カ)については構成員全てに係るものを、
 - (キ) (ク)については代表構成員に係るものを提出してください。

(2) 提出方法

事務局への持ち込みのみとします。（郵送等による提出は認めません。）

提出時には一切の質問に応じません。

(3) 提出期限

7月31日（金）17時まで《必着》

提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。

(4) 提出先

大阪・光の饗宴実行委員会事務局

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲州庁舎 37 階

（大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課）

電話番号：06-6210-9304

10 審査の方法

(1) 1次審査（事務局による書類審査）

応募提案者の資格及び提出書類等の不備の有無について事務局が確認します。確認後、失格事項に該当する応募提案者は1次審査の段階で失格とします。

また、応募提案者が多数の場合は、審査委員により提案内容を審査した上で上位4者程度に絞り込む場合があります。

(2) 2次審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）

ア 1次審査を通過した応募提案者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、審査委員が提案内容を審査します。その審査結果を踏まえ、事務局において契約候補者を決定します。

プレゼンテーション審査の日時は、事前にお知らせします。

プレゼンテーションは、9 提案に係る提出書類及び提出方法（1）提出書類及び提出部数 イ 提案書をもとに実施すること。プレゼンテーション用の追加資料は認めない。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

イ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点の提案者を採用します。

ウ 審査項目の基準点は全審査項目の合計点の6割とし、基準未満の場合は契約候補者及び次点者として選定しません。

エ プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり概ね30分程度〔質疑応答含む〕を予定しています。

(3) その他

審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

1 1 審査及び契約候補者の決定方法

本件委託業務内容及び企画提案に求める内容、視点等を踏まえ、最も優れた提案を行った提案者を選定するため、次の審査項目及び配点に基づき採点します。

最高得点の提案者が2者以上の場合は受託金額が最も低額の者を契約候補者とします。

なお、受託金額も同額である提案者が2者以上ある場合は、くじにより契約候補者を決定します。

(審査項目及び配点)

審査項目	配点	審査内容・着眼点
(a) 企画内容及び情報発信力	75点	<ul style="list-style-type: none">・企画内容（人を惹きつける魅力的な企画等）・プログラム遂行能力（提案内容の実現性等）・総合運営力（運営管理、組織・実施体制等）・情報発信力（パブリシティ活動）
(b) 自主警備、交通規制計画	50点	<ul style="list-style-type: none">・警備等に係る安全対策、計画遂行能力等・警備員の配置、運用計画の合理性・交通規制資材の配置計画〔効果や安全等〕、広報・誘導計画・新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、人の滞留を防ぐ等の措置を講じること
(c) 会場設営及び搬入出計画	10点	<ul style="list-style-type: none">・施設の搬入出、設営撤去計画の安全性・合理性・計画遂行能力等
(e) 価格点	15点	<ul style="list-style-type: none">・価格点の算定式 満点（15点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
合計	150点	

1 2 結果等の公表

(1) 1次審査結果

全提案者に通知します。なお、1次審査を通過した提案者には、通知の際に2次審査の日時及び場所についても併せて連絡します。

(2) 2次審査結果

2次審査を行った全提案者に通知します。また、次の内容について大阪府ホームページで公表します。

ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）

イ 全提案者の名称（申込順）

ウ 全提案者の評価点（得点順とします。提案者が2者の場合、次点の者の評価点は公表

しません。)

エ 審査委員の氏名

オ 全体講評（議事の要旨）

（大阪府ホームページアドレス）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumini/index.html>

13 その他

- (1) 提案に要する経費は提案者の負担とします。
- (2) 提案された書類は返却致しません。
- (3) 提案書類等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、提案者の許可を得なければ公表しません。
- (4) 本件委託業務の受注者は、本件に関わる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととします。
- (5) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合があります。
- (6) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式13)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (7) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合や、正当な理由なく契約に応じない場合は、契約候補者としての選定を取り消して次点の者を新たな契約候補者として採用することとします。
- (8) 契約締結後、「5 応募資格(7)」アからエまでのいずれかに該当すると認められた時は、契約を解除します。
- (9) 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約書(案)第3条第2項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- (10) 当該公募に係る重要事項が生じた際は、連絡事項として下記ホームページに掲載するため、定期的に確認すること。

（大阪府ホームページアドレス）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumini/index.html>

なお、連絡事項を確認しなかったことによる応募提案者が被った損害について、実行委員会は一切の責めを負わない。